

介護老人福祉施設 小布施荘【契約書別紙】及び【重要事項説明書】

(令和8年8月1日現在)

当施設は利用者に対して小規模生活単位型指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設開設者

- | | |
|---------|------------------------|
| ① 名称 | 長野広域連合（関係9市町村により構成） |
| ② 所在地 | 381—0026 長野市松岡二丁目42番1号 |
| ③ 電話番号 | 026—213—5210 |
| ④ 代表者氏名 | 長野広域連合長 荻原 健司 |

2. 小布施荘の概要

- | | |
|---------|--|
| ① 施設の名称 | 長野広域連合 小布施荘 |
| ② 施設の種類 | 小規模生活単位型介護老人福祉施設
2073200053号 |
| ③ 所在地 | 長野県上高井郡小布施町大字小布施857番地5 |
| ④ 電話番号 | 026—247—4887 |
| ⑤ 入所定員 | 70名 |
| ⑥ 開設年月日 | 昭和51年4月5日
(平成17年4月1日 建物全面改築) |
| ⑦ 施設管理者 | 小布施町長 大宮 透 |
| ⑧ 施設の目的 | 小規模生活単位型介護老人福祉施設は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット（かんまち、せんりょう、ひがしまち、くりとびあ）において利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 |
| ⑨ 基本理念 | 長野広域連合の基本理念
・利用に寄り添い、その人らしい日常生活を送ることができるように支援します
・地域と施設の交流による開かれた施設を目指します。
・向上心をもち、利用者に愛され、信頼される職員となるよう努めます。 |

小布施荘基本理念	「一人ひとりの生命の尊さを知り、個々の人格を敬愛し人としての存在を尊ぶ」
小布施荘運営方針	自己決定を尊重し、明るく豊かで自由な生活の場を創り出す。 地域と施設の交流による開かれた施設を目指す。 専門能力を高め、チームワークを深める。

- ⑩ 併設事業
- 当施設では次の事業を併設して実施しています。
短期利用生活介護
定員8名

3. 施設の概要

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート平屋造り 一部地階
- ② 延べ床面積 5,045.04 ㎡
- ③ 居室等 当施設は以下の居室・設備を設置しています。
居室は全室個室です（ご希望により2人部屋へ切替えも可能（3ヶ所）

主な設備の種類	室数	備 考
居室（1 人部屋）	70 室	面積 13.2 ㎡以上、洗面設備あり
居間・食堂	7 室	共同生活室、キッチンスペースあり
浴室	8 室	一般浴槽（7）、寝台浴槽（1）
デイルーム	2 室	理美容コーナー含む
地域交流ひろば	1 室	
地域交流喫茶	1 室	喫茶コーナー「マロン亭」
ボランティア室	1 室	
介護職員室	3 室	
医務室	1 室	
厨房	1 室	クックチル方式
面接室	1 室	（兼）会議室

※ 居室の変更 利用者から居室変更の希望があった場合は居室の空室状況によりその可否を決定します。また、利用者の心身状況により居室を変更する場合があります。その際は、利用者やご家族等と協議により決定いたします。

4. 職員の配置状況

当施設は、利用者に対し小規模生活単位型指定介護老人福祉施設サービスを提供するため、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

職種	常勤換算数※	(参考) 指定基準数	備考
所 長	1 名	1 名	
事務職員	2 名	必要数	
医 師	3 名	必要数	新生病院、栗田病院
生活相談員	1 名	1 名	
介護支援専門員	1 名	1 名	
機能訓練指導員	1 名	1 名	
栄養士	3 名	2 名	管理栄養士
調理員	8 名	必要数	
介護職員	34 名	24 名	
看護職員	5 名	3 名	

※ 常勤換算：週あたりの勤務延時間数の総数を当施設常勤職員の所定勤務時間数で除した数。

※ 職員配置は指定基準を遵守しています。

【配置職員の職種】

医 師	新生病院	1 名	月・木曜日 午後
	栗田病院	1 名	隔週火曜日 午前
介護職員	勤務時間帯別の標準配置人員		
	早番	8 名	7:00~15:45
	遅番①	8 名	11:00~19:45
	②		12:15~21:00
	③		13:00~21:45
	日勤	数名	8:45~17:30 他
	夜間	4 名	21:45~ 7:00
看護職員	勤務時間帯別の標準配置人員		
	日中	3 名	8:45~17:30

医 師 健康管理及び療養上の指導を行います。

生活相談員 日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います

介護支援専門員 利用者の施設サービス計画を作成します。

機能訓練指導員 利用者の機能訓練を担当します。

介護職員 日常生活上の介護の相談・助言等を行います。

看護職員 利用者の健康管理や療養上の相談、助言を行います。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設は、利用者に対して以下のサービスを提供します。

① 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割《食事に係る標準自己負担額を除く》）が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

介 護	一人ひとりの身体機能や意向、生活習慣に即した施設介護サービス計画に基づき、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう必要な支援をします。
食 事	栄養や嗜好、利用者の身体状況を考慮し、管理栄養士の献立により食事を提供します。また出来る限りご自身のペースで食事を召し上がられるよう配慮するとともに、団欒の場として相互の社会的関係を築くことが出来るよう、必要な支援を行います。 （朝食 7：30～、昼食 11：45～、夕食 18：00～）
入 浴	週に最低 2 回入浴または清拭を行います。清潔の保持はもとより、気兼ねなく入浴できるようプライバシーに配慮し、個人浴槽を使用したマンツーマン対応をします。また寝台式入浴装置も設置しています。
排 泄	尊厳への配慮を念頭に、利用者の心身状況に応じた適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。
機能訓練	機能訓練指導員を中心に、歩行練習や拘縮予防だけでなく、趣味を生かした活動や、日常生活に取り入れたリハビリを行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。

【利用料金表（１日当たりの自己負担額）】

【サービス利用料金表 - １日あたりの自己負担額】

下記の料金表により、要介護度に応じた介護福祉施設サービス費と加算料金（介護保険負担割合証に示された利用者負担の割合で算出）また食費と居住費の合計金額をお支払いください。

サービス内容		金額	備考
介護老人福祉サービス費	要介護１	670円	
	要介護２	740円	
	要介護３	815円	
	要介護４	886円	
	要介護５	955円	
加 算 料 金	日常生活継続支援加算	46円	新規入所者総数のうち、 ①要介護４～５の割合が 70%以上 ②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上 ③痰の吸引等が必要な利用者の占める割合が 15%以上のいずれかである場合 なおかつ、介護福祉士を入所者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上配置している場合
	看護体制加算（Ⅰ）□	4円	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合
	看護体制加算（Ⅱ）□	8円	①看護職員を常勤換算方法で入所者数が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置し②最低基準を 1 人以上上回って看護職員を配置し③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保している場合
	個別機能訓練加算（看護職員）	12円	機能回復訓練員を配置し、個別の機能訓練計画を作成、計画に基づき機能訓練行った場合
	精神科医療養指導加算	5円	
	安全対策体制加算	20円	入所時に 1 回限り
	入院・外泊時加算（月 6 日限度）	246円	自宅への外泊、入院等をされた場合（この時、介護福祉施設サービス費と加算料金は徴収されません）
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	30円	次のいずれにも適合すること。 (1)入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも 3 月に 1 回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2)(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を計画していること。 (3)入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。 (4)(1)の評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		130 円	①褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件のいずれかに適合すること 褥瘡マネジメント（Ⅰ）の算定要件 ①入所者ごとの褥瘡の発生と関連のリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも 3 月に 1 回評価を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。 ②①の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者に対し、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ③褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに管理を実施しその内容や入所者の状態について定期的に記録していること。 ④①の評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者ごとの褥瘡ケア計画を見直していること。 ⑤①の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生がないこと。
口腔衛生管理加算		110 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者に対して口腔 衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するもの。
栄養マネジメント強化加算		11 円	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師等の専門職が共同して作成された栄養計画に従い食事の観察を行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施。
協力医療機関連携加算		50 円/月	協力医療機関との連携体制を構築し、定期的な会議において情報共有を行う。
初期加算（30 日限度）		30 円	入所日から 30 日以内の期間。 （30 日以上入院後の再入所も同様）
退所時情報提供加算		250 円	退所時（入院時）医療機関へ情報提供した場合。
配置医師緊急時対応加算		右記のとおり	配置医師の通常の勤務時間外の場合 325 円/回 早朝・夜間の場合 650 円/回 深夜の場合 1300 円/回
看取り介護加算	(Ⅰ)死亡日以前 31 日 以上 45 日以下	72 円	本人・家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合 (別紙、看取りに関する指針)
	(Ⅱ)死亡日以前 4 日 以上 30 日以下	144 円	
	(Ⅲ)死亡日以前 2 日 または 3 日	680 円	
	(Ⅳ)死亡日	1,280 円	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			基本サービス費に上記加算を加えた総単位数に 13.6%を乗じて算定
食費（食材料費と調理費）★		1,545 円	
居住費（光熱水費）★		2,066 円	自宅への外泊、入院等をされた場合、1 ヶ月に 6 日間を限度として徴収いたします。

介護保険の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせ利用者の負担額を変更いたします

●このうち、実質的負担減額者については、上記表に介護保険利用者負担限度額・免除等認定証に記載された給付率を乗じた額が負担額となります。

★ 介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載された額が負担額となります（次表参照）。

利用者負担段階		居住費	食費
第1段階（例：老齢福祉年金受給者など）		880円	300円
第2段階（世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入額合計が80万円以下の方）		880円	390円
第3段階	1（世帯全員が市町村民税非課税かつ年金収入額合計が80万円以上120万円以下の方）	1,370円	680円
	2（世帯全員が市町村民税非課税かつ年金収入額合計が120万円以上の方）	1,470円	1,420円
第4段階（上記以外の方）		2,066円	1,545円

② 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

内容		利用料金
特別な食事	利用者の希望により提供します。	実費
レクリエーション	希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加いただくことができます。（一部材料費は実費になることがあります）	参加費 無料
生活相談	生活相談員が日常生活に関することを含めた相談をお受けします。	無料
行政手続き代行	行政手続きの代行をお受けします。ご希望の際は職員にお申し出ください。	無料
日用品支払代行	日常生活に係る諸経費の支払代金を申込むことができます。（ご利用にあたり委任状を作成いただきます。）	無料
貴重品の管理	利用者の希望により貴重品の管理サービスをご利用いただけます。 【管理する金銭の形態】 施設が指定する金融機関に預入れている預金 【お預かりするもの】 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑 【保管管理者】 小布施荘所長	無料
所持品の保管	居室スペースに置くことのできない所持品を倉庫にてお預かりします（種類や体積に制限がありますので、詳しくはお尋ねください）。	無料
その他	日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当なものは、かかる費用の負担をいただきます。 （石鹸、シャンプー、洗剤、トイレトペーパー等は無料です）。	無料

※ おむつ代は介護保険給付対象ですのでご負担はありません。

③ 利用料金のお支払い方法

前記①、②の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間の利用料金は、利用日数に基づき計算した金額とします。）

- | |
|---------------------|
| ア. 金融機関口座からの自動引き落とし |
| イ. 窓口での現金支払 |
| ウ. 指定口座へのお振込み |

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

① 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間でも、利用者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合、退所希望日の7日前までに文書にてお申し出ください（利用者が入院した場合は、この契約を直ちに解約することができます。）

但し、以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

I	要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援、または介護度1・2と認定された場合。と判定された場合（この場合、所定の期間をもって退所となります） ※（要介護度1・2に認定された場合については利用者が特例入所の要件に該当すると保険者が認定すれば、特例的に入所の継続が認められることになります）
II	利用者が他の介護保険施設を利用する場合。
III	利用者がお亡くなりになった場合。

② 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、事業者は利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

I	サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
II	利用者が事業者または他利用者に対し、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行われた場合。
III	やむを得ない事由により施設を閉鎖又は縮小する場合

③ 利用者が病院等に入院された場合の対応について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（下記医療機関での優先的な診療・入院治療の保証、また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません）。

医療機関名	診療科目	備考
新生病院	内科、整形外科等、	協力医療機関
栗田病院	精神科、内科	協力医療機関

I 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し入院期間中であっても、所定の利用金額をご負担いただきます。利用料金については以下のとおりです。

※ 利用者で介護老人福祉施設サービスを利用している場合に6日以内の入院又は外泊（入退院日及び帰宅、帰荘日は除く）された場合、お支払いいただく利用料金は、1日あたりの居住費と入院外泊加算額となります。

II 7日間以上3か月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設入所することができます。この場合、入院期間中の利用料金のご負担はありません。

III 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合、契約を解除する場合があります。この場合、当施設に再び優先的に入所することはできません。

④ 円滑な退所のための援助

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際は、利用者及び家族の希望、並びに利用者が退所後の環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を行います。

- ・適切な病院または介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健・医療・福祉サービスの提供者の紹介

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、利用者の生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- ① 面会 面会時間 7：00～20：00
※ 来訪者は、面会簿のご記入をお願いします。
※ 感染予防のため、手指消毒等のご協力、及び風邪を引かれている方の面会をご遠慮ください。
- ② 外出・外泊 前日までにお申し出ください（身体状況の確認及び食事に係る調整のため）。
- ③ 飲酒、喫煙 喫煙、飲酒は他の利用者に迷惑を及ぼさない限り自由です。喫煙は所定の場所にてお願いします。
- ④ 貴重品の管理 利用者本人が管理を行う場合は、他の利用者に迷惑にならぬよう十分注意をお願いします。
- ⑤ 利用上の注意 I 居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
II 故意に、またはわずかに注意すれば避けられたにも関わらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合は、利用者の自己負担により原状に復していただくか、相当代価をお支払いいただく場合があります。
III 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要と認められる場合は、利用者の居室内に入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合はご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います
- ⑥ 施設外での受診 協力病院の専門以外の診療科への受診が必要な場合は、看護師から連絡し、基本的には職員が付添い受診となりますが、ご家族も受診病院への同道をお願いします。
当施設の協力病院以外の受診を希望される場合は、協力病院・看護師までご相談ください。
- ⑦ 宗教活動 他の利用者の迷惑にならぬよう注意をお願いします。

8. 緊急時の対応方法について

利用者の容体に変化があった場合は、ご家族に速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な処置を行います。

利用者氏名						
第一連絡先	ふりがな 氏名			続柄		
	住所	〒				
	電話	自宅			優先順位	
		携帯				
勤務先		(名称：)				

第二連絡先	ふりがな 氏名			続柄		
	住所	〒				
	電話	自宅			優先順位	
		携帯				
勤務先		(名称：)				

※ 連絡先が変更となった場合は、速やかご連絡ください。

9. 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、事業者の責に帰すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 損害賠償について

当施設において事業者の責任により利用者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

11. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下で受け付けています。

I 施設内窓口（小布施荘：026-247-4887）

苦情解決責任者 所 長

苦情受付担当者 副所長兼介護支援専門員

相談係長兼介護支援専門員

II 第三者委員（第三者的な立場で相談をうかがいます）

② 行政機関その他苦情受付機関

当施設以外に、出身市町村及び長野県国民健康保険連合会の相談窓口へご相談ください。

- ・小布施町役場 健康福祉課 高齢者福祉係 026-214-9108
- ・須坂市役所 健康福祉部高齢者福祉課 026-248-9020
- ・高山村役場 健康福祉課 026-245-1100
- ・長野市 保健福祉部高齢者活躍支援課 026-224-5094（直）
- ・長野県国民健康保険連合会 026-238-1580
- ・長野県福祉サービス運営適正化委員会 026-226-2210

※ その他の市町村については、生活相談員までお問い合わせください。

- ③ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 利用者の意見を把握する取り組み ご意見箱を西側デイルーム前に設置
 しています。
 第三者評価の実施の有無 なし

12. 非常災害対策

災害時の対応	当荘「防災計画」に沿って対応いたします。
防災設備	屋外消火栓、非常通報設備、非常放送設備、 屋内消火器、非常用照明設備、ダンパー設備 誘導灯設備、非常用発電設備、火災報知設備、 防火戸・排煙装置
防災訓練	年 2 回実施 ① 夜間総合防災避難訓練（地域協力団体参加） ② 防災避難訓練（職員消火訓練、避難訓練）
防火責任者	防火管理者

私は、本書面に基いて事業者から利用契約書並びに重要事項説明書の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

<事業者>

事業者名 長野広域連合 小布施荘
 住 所 長野県上高井郡小布施町大字小布施 857 番地 5
 代表者名 長野広域連合 小布施荘施設管理者
 小布施町長 大宮 透 印

説 明 者 職 名 副所長/相談係長（兼介護支援専門員）
 氏 名 印

<利用者>

氏 名 _____

代理人氏名 _____